

京都総評



京都地方労働組合総評議会：発行

第 241 号

発行所
京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都5階
京都地方労働組合総評議会（京都総評）
電話 075 (801) 2308 FAX 075 (812) 4149
E-mail sohyo@labor.or.jp URL http://www.labor.or.jp/sohyo/
〈発行責任者〉 梶川 憲 〈編集責任者〉 吉岡 勝

京都労働相談センター

電話 0120-378-060 E-mail scent@labor.or.jp

主な日程

- 3月25日（水）消費税・社会保障宣伝 18:00 四条烏丸
- 3月27日（金）年金宣伝 18:30 西院
- 3月29日（日）京丹後市長選挙勝利労働者決起集会 10:00 アグリセンター大宮
- 4月5日（日）消費税学習講演会 13:30 教文センター

賃上げ求め、シユプレビコール



春闘勝利決起集会（カシフジにて）

大幅賃上げ、労働条件改善、最賃引き上げ求めて



20春闘第一次統一ストライキの3月5日、JMITU京滋地本はリレーストライキで決起しました。畑鐵工所門前での早朝宣伝と門前スト集会に始まり、10時10分からの草津電機支部のスト集会、神港精機支部の昼休み集会、興亜陶業での社前スト集会、そして夕方のカシフジ支部での地本合同の決起集会と多彩な行動を展開。スト行動には5支部・分会が決起し、京都総評や滋賀県労連の支援者33名を含め延べ506名が行動に参加しました。カシフジは6時間の全員ストを打ち、昨日の団交報告と会社回答に対する「一言メッセージ」を作成し、会社に切実な生活実態や思いをぶつけます。



畑鐵工所 門前早朝宣伝



興亜陶業 社前での行動

京都総評・京都国民春闘共闘は、3月12日の全国統一行動日を中心に、「20春闘のヤマ場」の取り組みを単産・職場・地域で展開し、「大幅賃上げ」「賃金底上げ」「労働条件改善」などの要求実現をめざしています。新型コロナウイルス感染症拡大という状況を踏まえ、ストライキやパレードの戦術変更などの配慮をしながら、20春闘勝利への取り組みをすすめています。昨年10月の消費税増税による景気の悪化が統計結果からも明らかになり、さらに新型コロナウイルス感染症拡大による影響もあり、20春闘は大変厳しいたたかいを余儀なくされていますが、私たち労働者・市民の暮らしの悪化も待たない状態です。単産・職場・地域で、20春闘勝利へ世論を広げ、いっそう奮闘していくことが大事です。

JMITU通信産業本部京都支部は、月額2万9000円以上、時間額250円以上の賃上げを求めて、3月12日始業時から10時までのストライキで決起しました。NTT京都支店前でのスト突入集会には、京都総評はじめ9組織24人が支援・激励に駆け付け、にぎやかに宣伝・スト突入集会を行いました。



JMITU 通信産業本部 京都支部

2月18日の「最賃アップ学習会」(京都総評女性部・京都パート非常勤ネット共催)には、例年の倍の54人が参加しました。中澤秀一先生(静岡県立大学准教授)の講演では、生活

最賃引き上げめざし、学習会と宣伝行動



講演を聞きいる参加者

実態調査の目的と結果、そして「あたりまえの生活」の水準について、①生命維持に必要な衣食住、②安全・健康のための「賃」、③「人間関係」により人間の尊厳が保たれていることの3の視点か

3月1日の最賃アップ宣伝行動(四条河原町)では、シール投票なども行い、エキタス京都のメンバーからも、手作りの新しいアピールグッズ(写真)が登場し、注目をうけました。



新しいグッズでアピール

ら考えることが重要と説明されました。また、これからの労働組合運動は、①中小零細企業の経営者や地域も巻き込んだ運動、②未組織の非正規労働者との連帯、③「社会的な賃金闘争」の自覚が重要であるとの問題提起がありました。

京都労働局に緊急要請(3月10日) 新型コロナウイルス対策で 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、京都府内各地でも発症が確認され、市中での感染拡大防止に、官民挙げての取り組みが一層求められています。同時に、インバウンドビジネスの急激な冷え込みや、製造業のサプライチェーンへの打撃、各種イベントの中止・自粛、学校等の休校など、景気の冷え込み、地域経済への打撃、雇用と生活の悪化が広がる状況のもと、国が打ち出している支援策は十分なものではありません。京都総評として、京都労働局に対して、国の施策の説明を求めるとともに、すべての労働者の賃金・暮らしを支援できる施策の実施を緊急要請しました。今後、経済団体との懇談・聞き取りをすすめ、京都府・京都市への要請などを行うことにしています。



化が広がる状況のもと、国が打ち出している支援策は十分なものではありません。京都総評として、京都労働局に対して、国の施策の説明を求めるとともに、すべての労働者の賃金・暮らしを支援できる施策の実施を緊急要請しました。今後、経済団体との懇談・聞き取りをすすめ、京都府・京都市への要請などを行うことにしています。

▼我が家も2人の大学生の学費の捻出に苦労していますが、今の若者世代が親世代になった時、同じ思いを抱かない社会にしたいと切に願っています。(HS)

▼低所得層の進学率向上と「少子化対策」を名目にした施策ですが、多くの中間所得層にとって教育費負担は全く変わらず、逆にこれまで授業料減免が受けられていた学生に対する予算が打ち切られるなど、学生・父母の間に分断を生み出すことが懸念されます▼私たちが毎年実施している家計負担調査の結果を見ると、17年近くの歳月をかけて教育資金を積立している親御さんが約70%に上るとともに、下宿生の1日当たりの生活費が4年連続で1000円を割り込むなど、学生・父母の厳しく切実な生活実態が浮き彫りになっています

TUBUYAKI

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で社会全体が不安に包まれる中、大学も卒業式・入学式の中など前例のない対応に迫られています。そんな中、今年4月から年収380万円未満の層を対象に授業料減免と給付型奨学金を支給する新制度が始まります

足を止めてパンフを手にとる市民



「働き方改革」に関心高く

「働き方公開講座」を実施。ま

オープンスペースで
はじめての「市民講座」
年次有給休暇の5日取得の義務化、時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金など働き方や働くルールが変わってきている中、広く市民・労働者に「働き方」を考える機会をと、2月14日、京都市役所前の地下街「ゼスト御池」河原町広場で「働き方を考える」市民講座をはじめ開催しました。

「同一労働同一賃金」、「残業時間規制・年次有給休暇取得義務化」をテーマにした「ミニ講座」と中村和雄弁護士による「働き方公開講座」を実施。ま

「働き方を考える」市民講座

「オープンスペースでの労働相談にきてくれるのか」と心配していた無料労働相談ブースに

た、働くルールや労働組合紹介のパンフレット・チラシの配布コーナー、無料労働相談ブースをつくり、働き方に関する情報発信を行いました。パンフレットやチラシが次々となくなり、足を止めてミニ講座に参加する方など市民の関心の高さが見られました。

は、次々と相談者が訪れ、相談員もびっくり。相談ブースを1つ増やして対応しました。「賃金不払い」や「パワハラ」などの相談や「うちは年休はな」と言われ、有給休暇が取れない」など12人の方から切実な相談が寄せられ、労働相談センターの相談員や弁護士が対応しました。相談者のうち1人が労働組合に加入しました。

「かんぽ崩壊」
郵政産業労働者ユニオン中央本部
中央執行委員 樋口 絡

昨年発覚した「かんぽ生命 不適正営業」は、その被害規模の大きさと高齢者を食い物にする悪質な手法で、これまで郵便局が培ってきた信頼を崩壊させた。本書は、その原因と郵政グループの内情に迫ったものである。郵便局を信頼する高齢者を「ゆるキャラ」



書名：『かんぽ崩壊』
出版社：朝日新聞出版
著者：朝日新聞経済部
定価：本体790円＋税

シリーズ | 2 |

働き方改革 どう変わる? どう生かす?

「同一労働同一賃金」について

中村 和雄 (弁護士・市民共同法律事務所)

不合理な待遇差の解消が求めやすく

働き方改革のなかで新たに法律改正された均等・均衡待遇に関する「パート・有期法」と「改正派遣法」が4月1日から施行となります。労働契約法から20条を削除し、パート労働者とともに有期労働者も対象とした「パート・有期法」にまとめました。同一企業内で働く「正社員」と「パート・有期労働者」との間の不合理な待遇差(労働条件の差)の解消が求めやす

また、派遣労働者については①「派遣先の労働者との均等・均衡による待遇改善」と②「労使協定による一定水準を充たす待遇決定による待遇改善」との選択制としました。

①の場合、派遣先に派遣元への情報提供義務を課し、派遣労働者は派遣先の通常の労働者との不合理な待遇差の解消を派遣元に求めることとなります。②の場合、派遣労働者の過半数代表との書面によ

でないこと、を条件とする)によることとしています。条件を満たされていない協定は無効となり、その場合は①の原則が適用となります。

今回の改正で重要な点は、労働者は自分の待遇が正社員の待遇と異なる場合にその理由について使用者に説明を求めることができることです。採用時はもちろん、契約中いつでも要求できます。例えば、正社員には通勤手当が出るのにパートや有期には支給がない場合は、パートや有期の労働者はなぜ自分には支給がないのかの説明を求めることができ、使用者は合理的な

説明をしなければならぬとされました。その際、「パートだからだ」などの答えでは合理的なものとは認められません。合理的な理由を説明できなければ、パートや有期にも同様の支給をしなければなりません。

みなさんの職場の労働条件について、雇用形態の違いによって不合理な格差はないのか、総点検してみよう。そして、少しでもおかしいと思う労働条件差については、使用者に説明を求め、合理的なのか点検していきましよう。決して十分とはいえませんが、厚生労働省が作成した「同一労働同一賃金マニュアル」などを使って具体的に確認作業を進めていきましょう。

不合理な格差がないか、総点検を

労働組合の姿を地域に

宮津与謝春闘要求交流会

20春闘リレー宣伝

映画『時の行路』鑑賞券 前売券1200円

「派遣先の労働者との均等・均衡による待遇改善」と



「同一労働同一賃金」

「パート・有期法」

「改正派遣法」

「労働契約法」

「パート・有期法」

「改正派遣法」

「労働契約法」

「パート・有期法」

「改正派遣法」



親しまれる事務所

オフィスユニオン

な曇りガラス窓から採光し、明るい会議・相談コーナーが生まれました。

2008年末のリーマンショック後の「派遣切り・非正規切り」に対して、労働組合を結成してたたかう労働者(JMIUの組合員がモデル)の姿を描いた映画「時の行路」。ぜひご覧ください。

当日：一般1500円、シニア1300円、高校生以下500円



京都教育文化センター